

栃木県職業訓練表彰要綱

昭和43年6月27日制定

昭和53年5月1日改正

昭和61年3月26日改正

平成2年4月20日改正

平成5年3月29日改正

平成11年3月23日改正

平成19年2月22日改正

(目的)

第1条 この要綱は、卓越した技能者、事業内職業訓練の推進について顕著な功績のあった者、技能検定の推進について顕著な功績のあった者並びに技能振興の推進について顕著な功績のあった者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気運を高め、技能者の地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

(表彰者及び被表彰者)

第2条 表彰は、知事が次の一つに該当する者について行う。

- (1) 現に表彰に係る技能を要する職業に従事し、卓越した技能を有し、その技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者
- (2) 事業内職業訓練の振興及び育成に尽力し、その功績が大であった者
- (3) 技能検定制度の発展に尽力し、その功績が大であった者
- (4) 認定職業訓練実施優良事業所又は優良職業訓練団体
- (5) 技能検定関係協力事業所又は協力団体
- (6) 技能振興関係優良事業所又は優良団体
- (7) 前各号のほか、職業訓練の推進に顕著な功績があり表彰することが適当と認められる者、事業所又は団体

(表彰の方法等)

第3条 表彰は、毎年1回、職業能力開発促進大会において表彰状を授与して行うものとする。

(被表彰者の選定)

第4条 表彰を受けるもの(認定職業訓練実施優良事業所、優良職業訓練団体、技能検定関係協力事業所、技能検定関係協力団体、技能振興関係優良事業所及び優良団体を除く。)は、市町及び関係団体等から推薦されたもののうちから知事が選定する。

2 認定職業訓練実施優良事業所、優良職業訓練団体、技能検定関係協力事業所、技能検定関係協力団体、技能振興関係優良事業所及び優良団体については、知事が選定する。

3 選定に当たっては、公正かつ適正に行うため、栃木県職業訓練表彰選考委員会の意見を聞くものとする。

(細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な細目は、別に定める。